

令和４年度第１期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(建設局、港湾局、水道局、(一財)神戸住環境整備公社)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算		
ア 現場発生品運搬の単価 本工事は、中央区における公園再整備工事である。 土木工事では、資材等の数量を算出し、これに単価をかけて直接工事費を算出する。 本工事では、現場発生品運搬の積算において、運搬距離の入力に関する誤りがあり、工事価格が過大となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、積算基準に基づく適切な積算を徹底するべきである。 (建設局中部建設事務所) [No. 8 東遊園地再整備工事 (その1)]	 現場発生品運搬の積算において、運搬距離の入力に関する誤りがあった原因は、積算システムの入力間違い及び照査時の見落としであった。 今後、同様の間違いが生じないようにチェックリストの活用と多人数による設計照査会を実施し、積算基準に基づく適切な積算を徹底する。 なお、指摘事項について令和４年８月２６日の係内会議、９月１日の所内会議および、９月２２日の公園緑地担当職員が出席する事務所連絡会議において周知徹底した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算 イ 深層混合処置杭打設の単価 本工事は、兵庫区における埋立造成工事である。 土木工事では、資材等の数量を算出し、これに単価をかけて直接工事費を算出する。 本工事では、海底地盤の改良を目的とした深層混合処置杭打設の積算において、特許使用料に関する単位数量の設定に誤りがあり、工事価格が過小となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、積算基準に基づく適切な積算を徹底するべきである。 (港湾局工務課) [No. 24 中央卸売市場埋立造成等工事]	これは、積算体系が複雑かつ使用頻度が低い工種であったため、設計者、照査者ともに積算に対する理解、経験が十分ではなく、細部のミスに気付けなかったことが原因である。 再発防止のため、令和4年9月1日に港湾局の土木積算に関わる職員を集めて会議を開き、本指摘事項とその原因について周知徹底を行った。同時に、照査のやり方や今後の照査体制についても議論し、照査の重要性や注意すべき点の共有化を行った。 今後は、工事発注時に十分な積算・照査時間の確保を行うとともに、会議形式により複数の目でチェックできる照査会を実施する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算 ウ 防潮板設置の単価 本工事は、東灘区における高潮対策工事である。 土木工事では、資材等の数量を算出し、これに単価をかけて直接工事費を算出し、その合計に共通仮設費・現場管理費・一般管理費等（以下「諸経費」という。）、消費税等相当額を加えて設計金額を算出する。 本工事では、防潮板設置の積算において、見積金額を根拠にしているが、その金額が諸経費を含めた金額であるにもかかわらず直接工事費に計上していたため、諸経費が二重計上となり、工事価格が過大となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、積算基準に基づく適切な積算を徹底するべきである。 （港湾局海岸防災課） [No. 26 六甲アイランド北物揚場高潮対策工事]	これは、物揚場利用者との調整に時間を要し、設計内容の決定が遅れたため、短い期間で工事発注を行ったことにより見積書を見誤ったこと、並びにミスを発見すべき照査者のチェック漏れが原因である。 再発防止のため、令和４年９月１日に港湾局の土木積算に関わる職員を集めて会議を開き、本指摘事項とその原因について周知徹底を行った。 尚、本工事については施工中の工事であったことから契約変更により指摘箇所の是正を行った。 今後は、工事発注時に十分な積算・照査時間の確保を行うとともに、会議形式により複数の目でチェックできる照査会を実施する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 積算 エ 塗替塗装の単価 本工事は、中央区及び灘区における橋梁補修工事である。 土木工事では、資材等の数量を算出し、これに単価をかけて直接工事費を算出する。 本工事では、塗替塗装の積算において、「ケレンかす等の回収・積込・運搬・処分に要する費用」を含む単価を適用していたにもかかわらず、別途同費用を積上げ計上しており、工事価格が過大となっていた。 積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、積算基準に基づく適切な積算を徹底するべきである。 (港湾局海岸防災課) [No. 27 神戸港港湾幹線道路舗装等補修工事 (その2)]	これは、積算基準書の確認不足、並びにミスを発見すべき照査者のチェック漏れが原因である。 再発防止のため、令和4年9月1日に港湾局の土木積算に関わる職員を集めて会議を開き、本指摘事項とその原因について周知徹底を行った。 今後は、工事発注時に十分な積算・照査時間の確保を行うとともに、会議形式により複数の目でチェックできる照査会を実施する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 施工 ア 配電用ダクトの据付作業 本工事は、大阪市東淀川区にあるポンプ場の受変電設備を更新する工事である。 「労働安全衛生規則」では、高さ 2m 以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。 本工事では、配電用ダクト据付のために作業員 4 名が、既設の受変電設備（高さ:2.05m）上で作業を行ったが、足場を組立てる等の方法による作業床や、防網の設置が困難であった。この場合には、墜落制止用器具を使用するなど危険を防止するための措置を講じなければならないにもかかわらずできていなかった。 発注者と請負人双方が事前に現場の作業条件や安全性を確認し、必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。 （水道局浄水統括事務所） [No.38 神崎川ポンプ場予備系特高受変電盤他 更新工事]	高所作業時の墜落に対する危険防止措置について、請負人の認識および計画、準備が不十分であったこと、及び請負人の安全管理に対する監督員の確認、指導不足が原因である。 再発防止に向け、令和 4 年 8 月 24 日から 8 月 31 日にかけて、各所属の工事担当職員に対して研修を実施し、本指摘事項の内容について説明を行い、高所作業時に適切な安全対策が講じられるよう、作業前に現場条件や施工計画書を十分確認するとともに、安全対策措置の不備がある場合は請負人への指導を徹底するように周知した。 当該工事の請負人に対しては、令和 4 年 8 月 29 日に安全管理の徹底と作業員の安全意識の向上を図るよう指導を行った。また、その他の工事の請負人に対しても、監督員を通じて安全管理の徹底を図るよう周知した。 さらに、令和 4 年 10 月 18 日に、工事関係部署に対して、副局長名で本指摘事項の再発防止について通知し、周知徹底を図った。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
(2) 施工 イ 石綿含有建材の除去作業 本工事は、北区における小学校の外壁及び便所改修工事である。 校舎外壁仕上塗材の下地調整材は石綿を含有しており、本工事では外壁改修工事に伴う劣化部分の除去作業を行っていたが、作業にあたっては、石綿障害予防規則の規定により、呼吸用保護具を使用することが義務付けられている。また、特記仕様書や補足標準仕様書には、呼吸用保護具の使用義務及びその仕様を明示していた。 しかし、本工事で作業に従事した一人の労働者は、労働安全衛生法令に基づき、石綿作業主任者技能講習を受講しており、石綿を取扱う作業に従事する労働者を指揮し、呼吸用保護具の使用状況を監視するなどの職務を担う石綿作業主任者に選任される資格を有していたにもかかわらず、呼吸用保護具を使用していなかった。 また、補足標準仕様書では、仕上塗材の除去作業にあたって石綿含有粉じんの飛散防止措置を求め、施工計画書では、除去する部分の下面のシート養生、ケレンくずの落下防止のための受け皿の設置などを行うとしていた。しかし、この作業の際に石綿飛散防止措置としての湿潤化は実施していたものの、シート養生等の飛散防止措置を行っていなかった。 石綿含有建材の除去作業においては、関係法令等に基づき、石綿による労働者の健康障害の予防や石綿粉じんの飛散防止のために、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。 (一財)神戸住環境整備公社施設整備部 都市整備課) [No. 55 藤原台小学校外壁及び便所改修工事]	作業員が行った不適切な施工方法について、安全管理の徹底と請負人への指導ができていなかったことが原因である。 請負人に対し、令和4年9月1日に指摘内容を説明し、再発防止を徹底するよう指導を行うとともに、現在公社が発注している同種工事の請負人に対しても安全対策の指導を行った。 職員に対しては令和4年8月29日の課内会議で今回の指摘事項について周知し情報共有を行った。 また、公社職員の石綿に対する知識の向上を図り、より安全管理を徹底し、請負人の指導に努めるため、職員による石綿作業主任者資格や石綿含有建材調査者資格の取得を進めている。 さらに、今後発注する工事については現場説明資料に外壁改修工事における石綿含有建材の適切な施工にかかる注意事項をまとめた資料を作成し添付する予定である。	措置済